

平成29年度 島根県電源立地地域対策交付金 実績一覧(県実施事業)

	事業名	事業費(円)	交付金(円)
1	乳幼児等医療費助成事業	212,912,133	180,000,000
2	福祉医療費助成事業	306,091,032	180,481,000
3	島根県立島根県民会館管理運営事業	151,502,000	100,000,000
4	島根県芸術文化センター管理運営事業	227,364,000	160,000,000
5	原子力立地給付金交付事業補助金	88,018,314	88,018,314
		985,887,479	708,499,314

別紙

I. 事業評価総括表

(単位:円)

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は間接交付金事業者名	交付金事業に要した経費	交付金充当額	備考
	地域活性化措置	乳幼児等医療費助成事業	島根県	212,912,133	180,000,000	

(備考)事業が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。

交付金事業の成果目標	「島根県総合発展計画」により本事業を実施しています。医療費の高額化にともない、子どもにかかる医療費は生活費を圧迫する傾向にあり、「子どもを生み育てない選択」をする一因ともなっています。子どもの医療費を可能な限り抑制することで、育児に対する経済的負担感を払拭することが可能となります。本事業を通じて、現在の子育て世帯、あるいは今後子どもを生み育てたいと考えている県民に対し、子ども医療にかかる経済的負担感が軽減されることを目標とします。		
交付金事業の成果指標	上記成果目標の指標として、合計特殊出生率の高水準の維持(平成28年度:1.75 ※全国2位)あるいは向上を目指します。		
交付金事業の成果及び評価	平成29年度の合計特殊出生率は1.72(全国3位)となり、前年度に引き続き高水準を保つことが出来ました。今後も、乳幼児等への医療費助成を続けていくことにより、合計特殊出生率の高水準の維持あるいは向上を目指す所存です。		
交付金事業の契約の概要			
	契約の目的	契約の方法等	契約の相手方
	乳幼児等医療費助成事業の助成	補助	県内全市町村
			212,912,133
		計	212,912,133
成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無無		交付金事業の成果の再評価を行う場合の予定年度	H33

(備考)(1)事業ごとに作成すること。

(2)番号の欄は、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

(3)交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条(目的)を踏まえて具体的に記載すること。

(4)交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。

(5)交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

(6)交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。

(7)成果及び評価に係る第三者機関等を活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、その名称及び構成員等を記載

別紙

I. 事業評価総括表

(単位:円)

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は間接交付金事業者名	交付金事業に要した経費	交付金充当額	備考
	地域活性化措置	福祉医療費助成事業	島根県	306,091,032	180,481,000	

(備考)事業が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。

II. 事業評価個表

番号	措置名	交付金事業の名称																									
	地域活性化措置	福祉医療費助成事業																									
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		島根県																									
交付金事業実施場所		県内全域																									
交付金事業の概要	<p>1. 事業の背景・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障がい児・者及びひとり親家庭においては、医療費が経済的に負担となる場合が多いことから当該事業において対象者に医療費を助成することで、対象者の健康維持と生活の安定を図ります。 ・また、当該事業は、国の自立支援医療制度と同様に、身体障害者を対象として日常生活能力、社会生活能力、または職業能力を回復または向上、もしくは獲得させることを目的のひとつとしており、事業実施により障害者実雇用率上昇への寄与が期待されます。 <p>2. 事業内容</p> <p>[実施主体] 県内全市町村（19市町村） [補助率] 1/2 [助成内容] 社会保険各法（国民健康保険法等）又は社会保険各法以外の法令（障害者総合支援法等）の医療を受けた場合に発生する自己負担額から表の一部負担額（限度額あり）を控除した額を助成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象者</th> <th rowspan="2">所得制限</th> <th colspan="2">対象者（人）</th> </tr> <tr> <th>後期高齢者医療対象者以外</th> <th>後期高齢者医療対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重度知的障害者</td> <td>療育手帳A（IQ35以下）</td> <td>1,972</td> <td rowspan="6">8,582</td> </tr> <tr> <td>重度身体障害者</td> <td>身障手帳1、2級</td> <td>5,477</td> </tr> <tr> <td>寝たきり者</td> <td>65歳以上で3ヶ月以上臥床</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>重複重度障害者</td> <td>身障手帳は、4級で1250以下 精神手帳で1650以下</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>重度精神障害者</td> <td>精神手帳1級</td> <td>891</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭</td> <td>18歳未満又は19歳未満の高校生が3人以上を養育する世帯等の世帯 所得制限あり</td> <td>9,972</td> </tr> </tbody> </table> <p>[助成方法] 原則現物給付（対象者は、医療機関の窓口で自己負担分のみ支払えばよい。）とし、場合によっては償還方式による。</p> <p>[交付金対象部分及び事業費] (現物給付)8～12月精算分 } 315,485,000 円 (償還払い)7～12月精算分 }</p>		対象者	所得制限	対象者（人）		後期高齢者医療対象者以外	後期高齢者医療対象者	重度知的障害者	療育手帳A（IQ35以下）	1,972	8,582	重度身体障害者	身障手帳1、2級	5,477	寝たきり者	65歳以上で3ヶ月以上臥床	10	重複重度障害者	身障手帳は、4級で1250以下 精神手帳で1650以下	129	重度精神障害者	精神手帳1級	891	ひとり親家庭	18歳未満又は19歳未満の高校生が3人以上を養育する世帯等の世帯 所得制限あり	9,972
	対象者	所得制限			対象者（人）																						
後期高齢者医療対象者以外			後期高齢者医療対象者																								
重度知的障害者	療育手帳A（IQ35以下）	1,972	8,582																								
重度身体障害者	身障手帳1、2級	5,477																									
寝たきり者	65歳以上で3ヶ月以上臥床	10																									
重複重度障害者	身障手帳は、4級で1250以下 精神手帳で1650以下	129																									
重度精神障害者	精神手帳1級	891																									
ひとり親家庭	18歳未満又は19歳未満の高校生が3人以上を養育する世帯等の世帯 所得制限あり	9,972																									
総事業費	306,091,032	交付金充当額 うち文部科学省分 うち経済産業省分 180,481,000 180,481,000																									

[間接交付事業費内訳]
市町村交付申請額による

市町村名	通年分	交付金対象事業費
松江市	180,023,000	75,580,000
浜田市	77,754,000	32,793,000
出雲市	184,500,000	77,477,000
益田市	55,297,000	23,278,000
大田市	57,575,000	24,180,000
安来市	31,200,000	13,391,000
江津市	33,503,000	14,043,000
雲南市	42,043,000	17,636,000
奥出雲町	13,753,000	5,768,000
飯南町	8,059,000	3,618,000
川本町	8,488,000	3,567,000
美郷町	8,700,000	3,671,000
邑南町	13,156,000	5,670,000
津和野町	7,794,000	3,312,000
吉賀町	4,556,000	1,934,000
海士町	2,680,000	1,123,000
西ノ島町	3,147,000	1,329,000
知夫村	270,000	115,000
隠岐の島町	16,675,000	7,000,000
計	749,173,000	315,485,000

対象者	一部負担額（月額）	限度額（円）	
		入院	入院外
下記以外		20,000	6,000
低所得者	総医療費の1割	2,000	1,000
20歳未満の障害児・者		2,000	1,000

※1医療機関あたり

<p>交付金事業の成果目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療費助成制度は、島根総合発展計画(第3次)のⅡ. 2. 4「障がい者の自立支援」を実現するため、島根県障がい者基本計画、島根県障がい福祉計画に掲げる各種支援施策とともに、障がい者の方々の自立支援に向けた重要な施策の一つとなっています。 ・制度対象者である重度心身障がい児・者及びひとり親家庭においては、医療費が経済的に負担となる場合が多く一般的な生活が困難になるケースもあるため、対象者にとって不可欠の制度となっています。 ・現在、対象者である約26,000人の負担軽減に寄与しているものの、さらなる福祉の増進を図るには利用すべき対象者に対する制度周知・PRを行うことによる利用促進が必要となります。平成26年10月の制度改正時にも周知活動(病院等におけるチラシ配布、県HP掲載等)を実施しましたが、継続して周知に取り組みます。 ・また、国の自立支援医療制度と同様に、身体障害者を対象として日常生活能力、社会生活能力、及び職業能力を回復・向上等に寄与することにより、障害者雇用の促進に繋げることを目標とします。 				
<p>交付金事業の成果指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年以降、県の障害者実雇用率は2.00以上(H28:2.17)を維持し、全国平均(H28:1.92)を上回っています。上記目標を達成するため、今後も引き続き、2.00以上の水準を維持できるよう事業を実施します。 				
<p>交付金事業の成果及び評価</p>	<p>制度利用により、身体障がい者等を対象として日常生活能力、社会生活能力及び職業能力の回復・向上等に継続的に寄与しており、平成29年度も障害者実雇用率2.00以上の水準を維持できました(H29:島根県2.25、全国平均1.97)。</p> <p>今後も継続して利用されるよう制度周知を図るとともに、より対象者にとって利用しやすい制度の構築を目指します。</p>				
<p>交付金事業の契約の概要</p>					
<p>契約の目的</p>		<p>契約の方法等</p>		<p>契約の相手方</p>	<p>契約金額</p>
<p>福祉医療費助成事業の助成</p>		<p>補助</p>		<p>県内全市町村</p>	<p>306,091,032</p>
		<p>計</p>			<p>306,091,032</p>
<p>成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無 無</p>			<p>交付金事業の成果の再評価を行う場合の予定年度</p>		<p>H33</p>

(備考)(1)事業ごとに作成すること。

(2)番号の欄は、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

(3)交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条(目的)を踏まえて具体的に記載すること。

(4)交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。

(5)交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

(6)交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。

(7)成果及び評価に係る第三者機関等を活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、その名称及び構成員等を記載

別紙

I. 事業評価総括表

(単位:円)

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は間接交付金事業者名	交付金事業に要した経費	交付金充当額	備考
1	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	島根県立島根県民会館管理運営事業	島根県	151,502,000	100,000,000	

(備考)事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

II. 事業評価個表

番号	措置名	交付金事業の名称	
1	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	島根県立島根県民会館管理運営事業	
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		島根県	
交付金事業実施場所		島根県松江市殿町158番地	
交付金事業の概要	島根県民会館の指定管理料(文化事業の企画及び実施、有料施設の利用許可、利用料金の設定、収受、会館の総合案内、利用促進、施設等の維持管理に関する業務)9ヶ月分。 指定管理者による管理運営により、県民の文化の向上と福祉の推進に寄与するために本交付金を活用します。		
総事業費	151,502,000	交付金充当額	100,000,000
		うち文部科学省分	
		うち経済産業省分	100,000,000
交付金事業の成果目標	島根総合発展計画に基づき、文化芸術の振興について、広く県民が文化芸術を鑑賞し、創造することができる環境づくりを目指しており、島根県民会館などの文化施設を活用して、多様な文化芸術の鑑賞・発表機会の充実に取り組んでいます。文化事業については、積極的に地域に出向き、県内市町村や文化施設と連携した事業を実施することで、多くの県民の参加につながっていますが、大ホール及び中ホールの利用者数、文化事業による参加者数といった施設利用者数を維持していくことが課題となっています。島根県民会館は、県民文化活動の拠点として、県民に音楽や演劇など優れた芸術文化に親しむ場を提供し、県民の文化の向上と福祉の推進に寄与することを求められており、そうした県民の要求に応えるため、当該事業にて指定管理者による管理運営を行う必要があります。施設の管理、文化事業の企画及び実施、貸しホール、貸し会議室等施設の運営に関する業務の継続的な実施により、県民の要求に応えることができる施設として、年間を通じて円滑な管理運営・文化事業を実施することができ、県民が文化芸術にふれる機会の提供、県内の施設や団体のネットワークの更なる発展が期待できます。また、前年度、事業等について来館者に対して行ったアンケートを踏まえ、公演内容の充実、建物・設備や会館職員の対応の改善を図っていきます。これにより県内文化芸術の拠点として広く県民の文化芸術活動を活発化していくことが目標になります。		
交付金事業の成果指標	上記成果目標を達成するためには、来館者への公演内容や会館職員の対応等についてのアンケートにより文化事業における来館者の満足度(スタッフサービス+文化事業内容) 90%以上を目指します。		
交付金事業の成果及び評価	島根県民会館は、県民文化活動の拠点として、音楽や演劇など優れた芸術文化に親しむ場を提供し、県民の文化の向上と福祉の推進に寄与することを求められています。指定管理料の一部に本交付金を充当することにより、県民の要求に応えることができる施設として、年間を通じて円滑な管理運営・文化事業を実施することができました。来館者への公演内容や会館職員の対応等についてのアンケートにより、文化事業における来館者の満足度(スタッフサービス+文化事業内容) 97%を達成しました。		

交付金事業の成果及び評価	【指定管理業務内容】 (1)文化事業の企画及び実施に関する業務 ①鑑賞事業(16事業) 県民に多様で質の高い芸術文化の鑑賞機会を提供 【例】コンサート、ミュージカル、映画等の公演、地域ステージ(館外)の実施 ②育成事業(5事業) 県民の文化活動の種を掘り起こし、新しい芸術文化の芽を育む機会の提供 【例】演劇分野を中心に第一線で活躍する講師陣を迎えてのステージクリエイター養成講座 大学との連携によるアートマネジメント講座等の開催 小中高等学校への芸術家学校派遣事業の実施 ③創造事業(5事業) 県民が主体的に参加する事業などの実施 【例】小中学生の参加者公募による「夏休みジュニアミュージカル」の開催 (2)有料施設の利用許可に関する業務 ホール、会議室、各種設備の貸出 (3)有料施設等の利用料金の設定、收受に関する業務 有料施設等の利用料金徴収業務等 (4)会館の総合案内に関する業務 来館者への受付、案内業務。来館者からの要望、苦情、トラブル対応 (5)会館の利用促進に関する業務 新たな利用者層の獲得や安定的に利用する層を広げていくための事業 【例】イベント情報の広報等 (6)施設等の維持管理に関する業務 施設等の適切な保守管理			
	交付金事業の契約の概要			
	契約の目的 施設管理運営	契約の方法等 随意契約(公募)	契約の相手方 公益財団法人しまね文化振興財団	契約金額 151,502,000(9か月分)
		計		151,502,000(9か月分)
成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無	無		交付金事業の成果の再評価を行う場合の予定年度	H33

(備考)(1)事業ごとに作成すること。

(2)番号の欄は、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

(3)交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条(目的)を踏まえて具体的に記載すること。

(4)交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。

(5)交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

(6)交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。

(7)成果及び評価に係る第三者機関等を活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、その名称及び構成員等を記載

別紙

I. 事業評価総括表

(単位:円)

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は間接交付金事業者名	交付金事業に要した経費	交付金充当額	備考
1	公共用施設にかかる整備、維持補修又は維持運営等措置	島根県芸術文化センター管理運営事業	島根県	227,364,000	160,000,000	

(備考)事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

II. 事業評価個表

番号	措置名	交付金事業の名称	
1	公共用施設にかかる整備、維持補修又は維持運営等措置	島根県芸術文化センター管理運営事業	
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		島根県	
交付金事業実施場所		島根県益田市有明町5番15号	
交付金事業の概要	島根県芸術文化センターは「島根県立石見美術館」と「島根県立いわみ芸術劇場」の複合施設です。この芸術文化センターの円滑な管理運営を行い、多様で質の高い芸術文化の鑑賞機会の提供、次世代の育成等を行うため、本交付金を活用して、施設の管理に関する業務、文化事業の企画及び実施に関する業務、貸しホール等有料施設の利用の許可等に関する業務、美術館の観覧料の徴収に関する業務を、指定管理者に委託します。その指定管理料9か月分(7月～翌年3月)を支払います。		
総事業費	227,364,000	交付金充当額 うち文部科学省分 うち経済産業省分	160,000,000 160,000,000
交付金事業の成果目標	島根県は、島根県総合発展計画の施策の一つとして、文化芸術の振興を推進しており、広く県民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境づくりをめざし、島根県芸術文化センターなどの文化施設を活用して、多様な文化芸術の鑑賞・発表機会の充実に取り組んでいます。島根県芸術文化センターは、島根県西部地域の芸術文化拠点として、多様で質の高い美術、音楽、演劇その他の芸術文化の鑑賞機会の提供や、地域文化の育成と創造に取り組み県民から高い評価を受けています。しかし、県の最西端に立地し、人口も少ないことから、現在の入館者数を維持、向上することは容易ではありません。そこで、他館の事例も踏まえ、より効果的、効率的な広報手法を検討、構築するとともに、県西部全域を対象とした館外事業(公民館、小中学校等でのワークショップ、芸術公演など)をさらに充実させ、文化芸術に親しむ地域風土を広域的に醸成することが必要です。これらの取り組みによって、入館者を維持、向上させ、芸術文化の拠点としての評価をこれまで以上に高めることが期待できます。昨年度も、石見美術館にて、マリメッコ展、ミッフィー展などの全国的に人気の高い企画展を行ったほか、芸術劇場においては、劇団四季や、ミッフィー展との関連企画のミュージカル、また、環日本海芸術交流プロジェクトとして3日間にわたるグラントワカンタート(合唱祭)、伝統芸能である地元の神楽や糸操り人形、キッズたちも交えたダンス公演など幅広い公演を行うことができました。また、自主文化事業として、学校や幼稚園等に地元の芸術家を派遣し、音楽や劇、落語など広く文化芸術を鑑賞、体験、発表する機会を提供しました。今年度も、本交付金を活用し、多くの県民にこうした機会を提供し、感動や喜び、安らぎ、創造力や表現力、豊かな感性をもたらし、心豊かな生活を実現していけるよう取り組みを進めます。		

<p>交付金事業の成果指標</p>	<p>上記、成果目標を達成するため、県民のニーズの高い、美術館の「企画展」や劇場での「芸術性の高い公演」、「人気度の高い鑑賞事業」を実施し、美術館、劇場及び中庭を使用した季節のイベント、ロビーコンサートなどを含む芸術文化センター全体の入館者数年間33万人以上を目指します。また、アンケートやモニタリングで調査した顧客満足度(公演内容やスタッフの対応など)90%以上の達成を目指します。また劇場では、「県民参加」、「育成発信事業」、「伝統文化発信事業」などの創造事業を年間7本以上実施、センター外で行う「市町村施設、病院、福祉施設連携事業」、「活動者育成事業」、「専門人材育成事業」などの石見地域の学校等との連携派遣事業年間5か所以上での実施を目指します。</p>			
<p>交付金事業の成果及び評価</p>	<p>美術館企画展とのタイアップツアーや、美術館と劇場の協働企画、中庭を使用した季節のイベント、ロビーコンサートなどを実施し、芸術文化センター全体の入館者数が目標の33万人に対して35万人を超え、目標達成率109%となりました。また、劇場では「人気度の高い鑑賞事業」を実施する事ができ、益田市街や他県からも来館されるなど、様々な方に鑑賞機会を提供する事ができました。 指定管理料の一部に本交付金を充当することにより、指定管理者が年間を通じて円滑な管理運営・文化事業を実施することができ、アンケートやモニタリングで調査した顧客満足度(公演内容やスタッフの対応など)は95%以上を達成しました。 「県民参加」、「育成発信事業」、「伝統文化発信事業」などの創造事業を8本実施しました。センター外で行う「市町村施設、病院、福祉施設連携事業」、「活動者育成事業」「専門人材育成事業」などの石見地域の学校等との連携派遣事業は35か所で実施し、4,338人が参加しました。</p>			
<p>交付金事業の契約の概要</p>				
	<p>契約の目的</p>	<p>契約の方法等</p>	<p>契約の相手方</p>	<p>契約金額</p>
<p>施設管理運営</p>	<p>随意契約(公募)</p>	<p>公益財団法人しまね文化振興財団</p>	<p>227,364,000 (9か月分)</p>	
	<p>計</p>		<p>227,364,000 (9か月分)</p>	
<p>成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無</p>	<p>無</p>	<p>交付金事業の成果の再評価を行う場合の予定年度</p>	<p>H33</p>	

(備考) (1) 事業ごとに作成すること。

(2) 番号の欄は、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

(3) 交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条(目的)を踏まえて具体的に記載すること。

(4) 交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。

(5) 交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

(6) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。

(7) 成果及び評価に係る第三者機関等を活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、その名称及び構成員等を記載

別紙

I. 事業評価総括表

(単位:円)

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は間接交付金事業者名	交付金事業に要した経費	交付金充当額	備考
	給付金交付助成措置	原子力立地給付金交付事業補助金	島根県	88,018,314	88,018,314	

(備考)事業が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。

II. 事業評価個表

番号	措置名	交付金事業の名称		
	給付金交付助成措置	原子力立地給付金交付事業補助金		
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		島根県		
交付金事業実施場所		松江市鹿島町		
交付金事業の概要	<p>原子力発電所立地地域である松江市鹿島町の区域内において、小売電気事業者等から電気の供給を受けている住民、企業等の需要家に対して給付金の交付を行います。当事業は、県が公募により決定した事業実施者にて実施し、県は事業実施者へ事業に係る費用を補助します。給付を行う需要家数は、電灯契約の合計を41,544(3,462口×12ヶ月)、電力契約の合計を125,431延kWと見込んでいます。</p> <p>また、中国電力が電気供給している需要家への給付事務は、事業実施者から中国電力へ委託し、中国電力以外の電力会社が電気供給している需要家へは、事業実施者が直接給付を行います。</p>			
総事業費	88,018,314	交付金充当額	88,018,314	
		うち文部科学省分 うち経済産業省分	88,018,314	
交付金事業の成果目標	<p>事業実施については、当該事業について長年の実績をもつ一般財団法人電源地域振興センター(センター)にて実施する予定としています。従来、当該給付対象地域における、ほぼ全ての需要家は中国電力から電気の供給を受けていましたが、電力自由化により、平成28年度からは新電力から供給を受ける需要家が増加しつつあります。こうした状況の中、新電力と契約した需要家の情報を把握するには、センターの持つ情報やノウハウが不可欠となっており、センターで実施することで、当事業を円滑かつ確実に進められると考えております。</p> <p>以上のような経緯から、センターへ事業費を補助するという方法により、給付金交付による実質的な電気料金割引措置を行うことで、原子力発電所の立地に対する地域住民・地元企業の理解促進を図ることを目指します。</p>			
交付金事業の成果指標	<p>当事業では、当該年度10月1日時点における松江市鹿島町内の需要家に対して、11月～3月の間に給付を行っていますが、例年、3月になった時点で未給付の需要家からは催促の連絡が入ることもあることから、給付を早期に受けたいと考える需要家が少なからずいると考えられます。ついては、できるだけ早期に給付を行うことで、需要家の満足度を向上させ、引いては原子力発電所の立地に対する理解促進を目指します。指標は、2月末までの給付で、給付額全体の95%以上を完了させることとします。</p>			
交付金事業の成果及び評価	<p>本年度の需要家への給付実績数は、電灯契約の合計が40,356(3,363口×12か月)、電力契約の合計が114,530.5延kWとなりました。また、給付実績額86,687,670円のうち、2月末までに99%の給付を完了させることができ、需要家の満足度向上に寄与できたと考えております。今後も新電力と契約する需要家が増加することで、当該事業の業務量が増加することが予想されますが、次年度以降の事業でも出来る限り早期の給付完了を目指します。</p>			
交付金事業の契約の概要				
	契約の目的	契約の方法等	契約の相手方	契約金額
	給付金の交付	補助	一般財団法人 電源地域振興センター	88,018,314
		計		88,018,314
成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無		無	交付金事業の成果の再評価を行う場合の予定年度	H33

(備考)(1)事業ごとに作成すること。

(2)番号の欄は、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

(3)交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条(目的)を踏まえて具体的に記載すること。

(4)交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。

(5)交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

(6)交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。

(7)成果及び評価に係る第三者機関等を活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、その名称及び構成員等を記載